

# 伊根町第3次障害者基本計画

## 及び第6期障害福祉計画・

## 第2期障害児福祉計画

### 概要版



令和3年3月

伊根町

## 計画策定の背景と趣旨

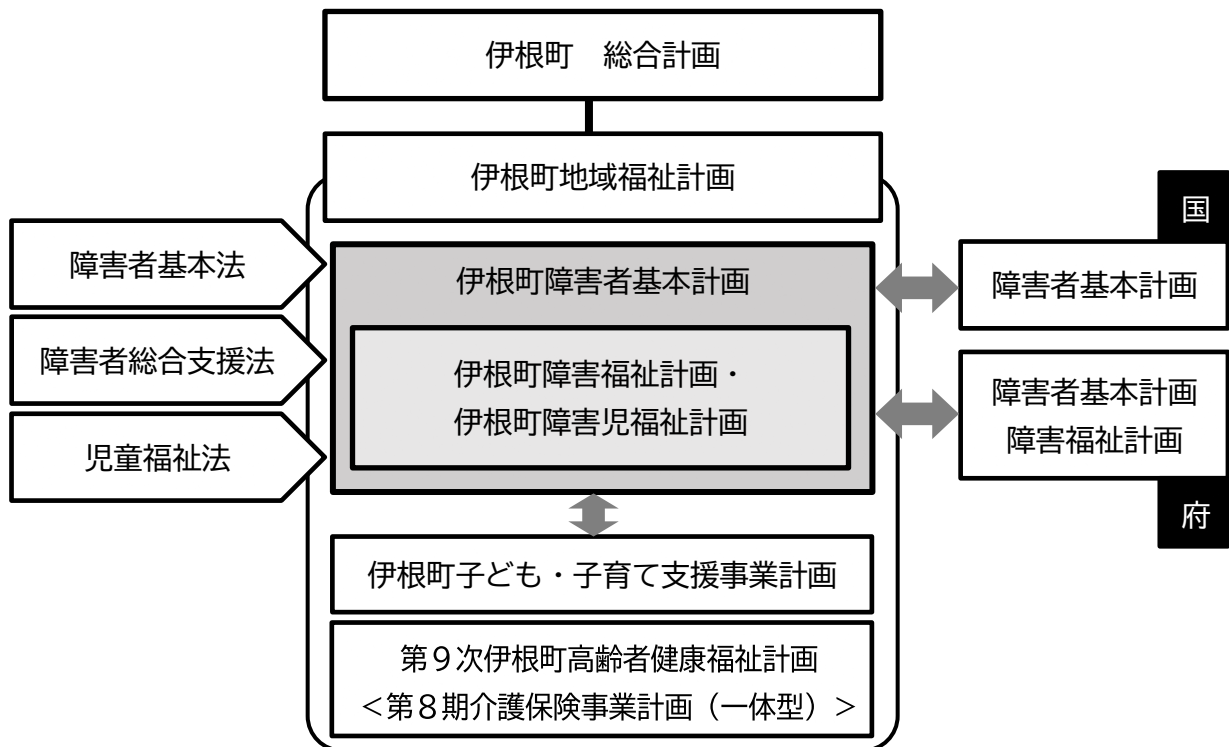
本町では、平成 27 年に「伊根町第 2 次障害者計画及び第 4 期障害福祉計画」を、平成 30 年に「伊根町第 5 期障害福祉計画」を策定し、すべての障害のある人の自立と社会参加をめざして、障害者施策の推進に取り組んできました。

これらの計画期間の満了を受け、この度新たに「伊根町第 3 次障害者基本計画及び第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。本計画は、伊根町の現状や、国や府の動向を踏まえて策定しており、伊根町におけるより一層の障害者福祉の推進に向けた、様々な取組や方向性等を示すための計画です。

## 計画の位置づけ

本計画は、町政の基本方針を示す「伊根町総合計画」と総合的な福祉に取り組む計画である「伊根町地域福祉計画」を上位計画とし、整合性を図り策定しています。また、「伊根町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「伊根町子ども・子育て支援事業計画」など、福祉に関する関連計画との整合性を図り策定しています。

さらに、国が策定する「障害者基本計画」、京都府の策定する「障害者基本計画・障害福祉計画」を踏まえ策定しています。



## 障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画とは

「伊根町第3次障害者基本計画」は、「障害者基本法第11条第3項」に規定する市町村計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「伊根町第6期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第88条」に規定する市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「伊根町第2期障害児福祉計画」は、「児童福祉法第33条の20」に規定する市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画内容	障害のある人のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める

## 計画の期間

本計画のうち、「伊根町第3次障害者基本計画」の計画期間は、令和3年度から平成8年度までの6年間とし、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正などの社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
町の計画	伊根町第2次障害者基本計画			伊根町第3次障害者基本計画					
	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		
府の計画	第3期京都府障害者基本計画		第4期京都府障害者基本計画						
	京都府障害福祉計画(第5期)			京都府障害福祉計画(第6期)					
国の計画	障害者基本計画(第4次)								

## 計画の基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、国では様々な障害者施策が進められており、障害者の自立と社会参加の支援等が実施されています。

伊根町においても、「地域みんなで支え合い人を大切に共に生きるまち伊根」を将来像に掲げ、障害の有無にかかわらず誰もが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として一人ひとりが大切にされ、共に生きる社会の実現をめざし、引き続き各種施策を推進していきます。

## 基本理念

### 地域みんなで支え合い

### 人を大切に共に生きるまち伊根

## 計画の基本目標と施策の展開

将来像の実現をめざし、以下の7つの基本目標を設定し、各施策を推進します。

### 基本目標 I 共に生きる地域づくり

障害の有無にかかわらず、誰もが排除されることなく、共に生活し、活動できる社会となるよう、障害のことや障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、人権意識を高め、障害のある人の社会参加についても支援していきます。

また、支援を必要とする障害のある人とその家族を見守り、緊急時には支えることができるよう、日頃から地域での交流を進めるとともに、支え合い、助け合いの活動を促進します。

施策の方向	具体的な取組
(1) 障害に対する正しい理解の推進	①啓発・広報活動の充実 ②福祉教育の推進
(2) 地域でのふれあい、支え合いの促進	①ふれあいの機会の充実 ②ボランティア活動の促進 ③地域福祉活動の促進

## 基本目標Ⅱ 障害のある子どもの保育・教育環境の整備

障害のある子どもが、住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら、一人ひとりの状態やニーズに応じてきめ細かな療育・保育・教育を受けられるよう、また、可能な限り障害のない子どもと共に受けられるよう、関係機関等との連携を図り、仕組みづくりや環境整備を図ります。

施策の方向	具体的な取組
(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実	①療育・保育・教育の充実
(2) 学校教育の充実	①インクルーシブ教育システムの構築 ②教育環境の整備

## 基本目標Ⅲ 保健・医療の充実

障害を早期に発見・対応できるよう、疾病や障害が疑われる場合の受診勧奨や必要な支援に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

また、ライフステージに応じた各種保健サービスの充実と健診の受診率の向上を図るとともに、フォローアップ体制の強化や、乳幼児健診から療育までの一貫した支援の充実を図ります。

施策の方向	具体的な取組
(1) 障害の早期発見・早期対応の推進	①障害の予防と早期発見・治療
(2) 医療・保健・リハビリテーションの充実	①保健・医療・福祉・介護の連携

## 基本目標Ⅳ 雇用・就労の促進

障害のある人が地域でいきいきと生活できるよう、関係機関やサービス事業者、民間企業等との連携や協力により、障害のある人の技能習得や職業体験、生活訓練などを継続的に行うとともに、雇用の促進や福祉的就労の場の拡充を図ります。

施策の方向	具体的な取組
(1) 雇用の促進・就労環境の充実	①雇用機会の拡大
(2) 総合的な就労支援施策の推進	①総合的な就労支援

## 基本目標Ⅴ 生活支援の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスをはじめ各種サービス等に関する情報提供や、コミュニケーション支援の充実を図ります。

また、一人ひとりが適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント等相談体制の充実を図ります。

さらに、障害福祉サービスをはじめ地域生活支援事業等サービスの充実やサービスを提供する人材の養成・確保、サービスの質の向上を図ります。

施策の方向	具体的な取組
(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進	①情報提供体制の充実 ②コミュニケーション支援の充実
(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実	①相談支援・ケアマネジメント体制の充実
(3) 生活支援サービスの充実	①障害福祉サービス等の提供の円滑な実施 ②家族介護者への支援
(4) サービスの質の向上	①サービスの質の向上と人材の養成・確保

## 基本目標Ⅵ 差別の解消と権利擁護の推進

障害のある人に対する差別の解消及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・問題解決等を実施する体制の整備を進めます。

また、「障害者虐待防止法」に関する広報・啓発活動を継続的に実施するとともに、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援の充実を図ります。

さらに、判断能力が不十分な状態になっても、日常の金銭管理やサービス利用支援、あるいは財産管理などの権利擁護支援を図ります。

施策の方向	具体的な取組
(1) 障害のある人の尊厳の保持	①社会的障壁を除去する取組の推進
(2) 障害のある人への虐待の防止	①虐待の防止と対応体制の構築
(3) 権利擁護の推進	①権利擁護体制の確立

## 基本目標Ⅶ 住みよい生活環境づくり

障害の有無にかかわらず、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を進めるとともに、移動支援の充実に努めます。

また、障害のある人が消費者被害などの犯罪にまきこまれないよう、消費トラブル等の防止に努めるとともに、大規模地震などの災害時の避難や安否確認のための体制づくり、避難所生活支援などの防災対策を進めます。

施策の方向	具体的な取組
(1) 住みよいまちづくりの推進	①住まいの確保 ②人にやさしいまちづくりの推進
(2) 移動支援の充実	①移動支援の充実
(3) 防犯・防災対策の推進	①防犯対策の推進 ②防災対策の推進

## 令和5年度までの成果目標

国が定めた成果目標の基準を踏まえながら、本町における目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入居者の地域生活への移行

項目	目標等
令和元年度末時点の入所者数	5人
令和5年度末時点の入所者数	4人
【目標】令和元年度末時点の入所者数のうち、令和5年度までの地域生活移行者数	1人(20.0%)
【目標】入所者数削減見込	1人(20.0%)

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標等
【目標値】令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	設置の検討

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標等
【目標値】令和5年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも1箇所整備	整備の検討

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標等
令和元年度の一般就労移行者数(A)	0人
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B)	1人
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	0人

項目	目標等
令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数	1人
【目標値】(A)のうちの就労定着支援事業利用者数	1人

項目	目標等
令和5年度末の、就労定着支援事業所数(A)	0箇所
【目標値】(A)のうち就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数(B)	0箇所

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標等
【目標値】令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所整備済 (圏域内)

項目	目標等
【目標値】令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	構築済 (圏域内)

項目	目標等
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	設置の検討
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	設置の検討

項目	目標等
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置済 (圏域内)
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置の検討

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の提供体制等についての検証を行う等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を行います。



## 障害福祉サービス等の見込み量

支援を必要とする方に、十分量のサービスが届くよう見込み量を設定します。

### (1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	人/月	6	7	7
	時間/月	72	84	84
②重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
③同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	4	4	4
④行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

### (2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人/月	12	12	12
	人日/月	180	180	200
②自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
③自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
④就労移行支援	人/月	0	1	1
	人日/月	0	21	21
⑤就労継続支援(A型)	人/月	1	1	2
	人日/月	21	21	40
⑥就労継続支援(B型)	人/月	16	16	17
	人日/月	250	250	280
⑦就労定着支援	人/月	0	1	1
⑧療養介護	人/月	0	0	0
⑨短期入所(福祉型)	人/月	2	2	2
	人日/月	20	20	20
⑨短期入所(医療型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

### (3) 居住系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①共同生活援助	人/月	7	7	7
②施設入所支援	人/月	5	5	5
③自立生活援助	人/月	1	1	1

### (4) 相談支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	延べ人/月	15	16	16
②地域移行支援	人/月	0	1	1
③地域定着支援	人/月	0	1	1

### (5) 障害児通所支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人/月	4	4	4
	人日/月	12	12	12
②放課後等デイサービス	人/月	2	2	3
	人日/月	6	6	9
③保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1
④医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
⑤居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

### (6) 障害児相談支援等

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害児相談支援	延べ人/月	2	2	2
②医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	0	0	0

### (7) 発達障害者に対する支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	0
②ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
③ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0

## 地域生活支援事業の見込み量

### Ⅰ 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	無	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	無	有	有

#### (3) 相談支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

#### (5) 意思疎通支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	20	20	20
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
手話奉仕員養成事業	人／年	1	1	0
要約筆記者養成事業	人／年	0	0	1

#### (6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件／年	21	22	25

## (7) 移動支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	3	3	4
	時間	160	180	200

## (8) 地域活動支援センター

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	人/年	2	2	2

## 2 任意事業

### (1) 日中一時支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	1	1	1

### (2) 社会参加促進事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	人/年	1	1	1

## 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づき、事業を実施（Do）し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などの点検・評価（Check）を行います。また、伊根町障害者自立支援協議会に対し計画の進捗状況について報告し、意見を求め、必要に応じて計画の改善（Action）や見直し（Plan）を行います。



編集・発行 伊根町 保健福祉課

〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地  
TEL : 0772-32-0504 (直通) FAX : 0772-32-1009